

平成 30 年 5 月 23 日

各 位

会社名

**TOMOEAWA**

登記社名：株式会社巴川製紙所

コード番号 3878

(URL <http://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名  
問合せ先

代表取締役社長 井上 善雄  
執行役員

CF0 経営戦略本部長 古谷 治正

( T E L 0 5 4 - 2 5 6 - 4 3 1 9 )

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 159 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に引下げることといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(参考) 平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

##### (4) 変更の条件

平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 159 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、株式併合を行います。

### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式5株につき1株の割合で併合する。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	51,947,031株
今回の併合により減少する株式数	41,557,625株
株式併合後の発行済株式総数	10,389,406株

### (3) 併合により減少する株主数

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総 株 主	2,348名 (100.0%)	51,947,031株 (100.0%)
5 株 未 満	128名 (5.5%)	167株 (0.1%)
5 株 以 上	2,220名 (94.5%)	51,946,864株 (99.9%)

### (4) 併合の日程 (予定)

取締役会決議日	平成30年5月23日
株主総会決議日	平成30年6月26日
効力発生日	平成30年10月1日

### (5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (6) 併合の条件

平成30年6月26日開催予定の第159回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条を変更いたします。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものいたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条および第 7 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもって削除する。</u>

#### (3) 変更の条件

平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 159 回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更の議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

平成 30 年 5 月 23 日	取締役会決議日
平成 30 年 6 月 26 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、普通株式の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上

■添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成30年10月1日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。また、全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株としますと、現状の株価水準からみて望ましい投資単位とはならない可能性があることや、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、併せて5株から1株に株式併合することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日(実質上9月28日)の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日(平成30年10月1日(予定))前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例1	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例2	1,200株	1個	240株	2個	なし
例3	1,002株	1個	200株	2個	0.4株
例4	600株	なし	120株	1個	なし
例5	332株	なし	66株	なし	0.4株
例6	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例2、例4、例5、例6において発生する単元未満株式（例2は40株、例4は20株、例5は66株）につきましては後記Q8のとおり、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用できます。
- ・例3、例5、例6に発生する端数株式の取扱いにつきましては後記Q5をご参照ください。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例6）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q5. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

A5. すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、上記Q4に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が5株未満（Q4例6）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。なお、上記Q4及びQ5に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いはQ5に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月 26 日	定時株主総会
平成 30 年 9 月 26 日	100 株での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成 30 年 10 月下旬	株主様へ「株式併合手続き完了のお知らせ」発送
平成 30 年 12 月上旬	端数処分代金の支払開始

**【お問い合わせ先】**

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都府中市日鋼町1-1

(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-232-711 (通話料無料/平日 9:00~17:00)

以 上